

社会福祉法人奥州市社会福祉協議会
福祉バス運行管理規程

平成 23 年 2 月 24 日 制定

(沿革) 平成 25 年 5 月 21 日 第 1 次一部改正
平成 26 年 3 月 18 日 第 2 次一部改正
平成 26 年 5 月 20 日 第 3 次一部改正
平成 30 年 3 月 9 日 第 4 次一部改正
平成 31 年 4 月 12 日 第 5 次一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、奥州市社会福祉協議会福祉バス（以下「福祉バス」という。）の運行管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用対象者)

第 2 条 福祉バスの利用対象者は、原則として別表に定める福祉団体及び関係機関とする。ただし、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が、特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(利用の範囲)

第 3 条 福祉バスを利用することができるものは別表のとおりとし、次に定めるところによる。

- (1) 高齢者等の移送、福祉事業に参加する者の移送等のために使用するとき
- (2) 福祉団体の研修またはこれに準ずる行事等に使用するとき（観光目的を除く）
- (3) 地域福祉や社会福祉事業を目的とする行事に使用するとき
- (4) その他、会長が適当と認めたとき

(運行日及び運行時間)

第 4 条 運行日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日を除く日とし、使用時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、会長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

(運行の制限)

第 5 条 福祉バスの使用基準は、原則として、次の各号によるものとする。

- (1) 宿泊を伴う運行は認めない
- (2) 1 回の走行距離は、300 k m 以内とする
- (3) 乗車は 11 名以上とする
- (4) 運行中の経路、行先変更は認めない
- (5) その他会長が、適当と認めたとき

(使用料)

第 6 条 福祉バスの使用料は無料とする。ただし、実際の運行に要した燃料代（奥州市外に運行した場合に限る。）、道路使用料及び駐車場代は、利用者が直接支払うものとする。

(使用許可の申請)

第 7 条 福祉バス運行の使用許可を受けようとする者は、使用の 1 週間前までに福祉バス使用許可申請書（様式第 1 号）を会長に提出しなければならない。この場合において、次の書類を添付するものとする。

- (1) 運行経路、主要経路における時刻、出発時刻、出発場所、帰着時刻及び帰着経路を示した運行計画
- (2) 研修または行事などの開催要領

(3) その他会長が、必要と認める書類

(使用の許可)

第8条 会長は、前条の申請について適当と認めたときは、福祉バス使用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(使用許可の取り消し)

第9条 会長は、前条の規定により使用許可を受けた者が、許可の内容と異なる目的に使用し、または使用されると認められるときは、許可を取り消すことができる。

(管理)

第10条 福祉バスの管理については、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会公用車運行管理規程を準用する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日より施行する。
- 2 次に掲げる規程は廃止する。
 - 一 水沢区福祉バス運行管理規程（平成18年4月1日制定）
 - 二 前沢老人福祉バス運行管理規程（平成18年4月1日制定）
 - 三 胆沢老人福祉バス運行管理規程（平成18年4月1日制定）
 - 四 地域福祉バス（衣川区みんなのバス）利用規程（平成18年4月1日制定）

附 則

- この規程は、平成25年5月21日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年5月21日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、令和元年5月1日から施行する。

福祉バス使用許可申請書

年 月 日

社会福祉法人

奥州市社会福祉協議会長 様

住 所

団体名

代表者

電 話 ()

印

次のとおり福祉バスを使用したいので、許可申請いたします。

1 使用日時	年 月 日. 時 分から 時 分まで 年 月 日. 時 分から 時 分まで			
2 使用目的及び人員	研修等の名称	人数	名	
3 集合場所 出発時間 目的地	(経路) 運行予定表、開催要領等がある場合は添付のこと			
4 使用責任者	(TEL)			
付 記				

- (注)
- 1 福祉バスを使用する団体は、使用する1週間前までに申請すること。
 - 2 福祉バスを使用する場合は、申請前に電話・口頭などで連絡の上、日程を定めてから申請書を提出すること。
 - 3 集合時間を厳守すること。
 - 4 実際の運行に要した燃料代、道路使用料、駐車場代は、利用者が直接支払うこと

福祉バス使用許可書

年 月 日

様

社会福祉法人奥州市社会福祉協議会会長

印

福祉バスの使用を次のとおり許可します。

1 使用日時	年 月 日. 時 分から 時 分まで 年 月 日. 時 時から 時 分まで		
2 使用目的 及び人員	研修等の名称	人数	名
付 記			

別表（第3条関係）

No.	名 称	
◆関係機関		
1	1	奥州市
◆市を単位とする団体		
2	1	奥州市民生児童委員連合協議会
3	2	奥州市行政区長連絡協議会
4	3	奥州市老人クラブ連合会
5	4	奥州市身体障害者福祉会
6	5	奥州市精神障害者家族会連合会
7	6	奥州市母子寡婦福祉協会
8	7	胆江地区保護司会
9	8	更生保護女性の会
◆地域を単位とする団体		
民生児童委員協議会関係		
10	1	水沢民生児童委員協議会
11	2	江刺民生児童委員協議会
12	3	前沢民生児童委員協議会
13	4	胆沢民生児童委員協議会
14	5	衣川民生児童委員協議会
高齢者関係		
15	1	水沢老人クラブ連合会
16	2	江刺老人クラブ連合会
17	3	前沢老人クラブ連合会
18	4	胆沢老人クラブ連合会
19	5	衣川老人クラブ連合会
身体障がい者関係		
20	1	奥州市身体障害者福祉会水沢身障会
21	2	奥州市身体障害者福祉会江刺身障会
22	3	奥州市身体障害者福祉会前沢身障会

No.	名 称	
23	4	奥州市身体障害者福祉会胆沢身障会
24	5	奥州市身体障害者福祉会衣川身障会
母子・父子関係		
25	1	奥州市母子寡婦福祉協会水沢会
26	2	奥州市母子寡婦福祉協会江刺会
27	3	奥州市母子寡婦福祉協会前沢会
28	4	奥州市母子寡婦福祉協会胆沢会
29	5	奥州市母子寡婦福祉協会衣川会
ボランティア関係		
30	1	水沢ボランティア連絡協議会
31	2	江刺ボランティア連絡協議会
32	3	前沢ボランティア連絡協議会
33	4	胆沢ボランティア連絡協議会
34	5	衣川ボランティア連絡協議会
障がい者家族会の団体		
35	1	水沢ひまわり手をつなぐ会
36	2	水沢地区精神障害者家族会あゆみの会
37	3	江刺手をつなぐ育成会
38	4	江刺あすなろ会
39	5	白梅の園 保護者会
40	6	いさわ福祉会
41	7	衣川手をつなぐ育成会
42	8	特定非営利活動法人こぶしの会
◆地区を単位とする団体		
水沢		
43	1	水沢地域福祉推進協議会水沢支部
44	2	水沢地域福祉推進協議会南支部
45	3	水沢地域福祉推進協議会常盤支部

No.	名称	
46	4	水沢地域福祉推進協議会佐倉河支部
47	5	水沢地域福祉推進協議会真城支部
48	6	水沢地域福祉推進協議会姉体支部
49	7	水沢地域福祉推進協議会羽田支部
50	8	水沢地域福祉推進協議会黒石支部
江刺		
51	1	岩谷堂地区振興会地域福祉部
52	2	江刺愛宕振興会社会福祉部
53	3	田原振興会社会福祉部
54	4	藤里振興会社会福祉部
55	5	伊手振興会地域福祉部
56	6	米里振興会社会福祉部
57	7	玉里振興会社会福祉部
58	8	梁川区振興会社会福祉部
59	9	広瀬振興会社会福祉部
60	10	稲瀬振興会社会福祉部
前沢		
61	1	白鳥地区福祉活動推進協議会
62	2	前沢地区福祉活動推進協議会
63	3	目呂木地区福祉活動推進協議会
64	4	上野原地区福祉活動推進協議会

No.	名称	
65	5	古城地区福祉活動推進協議会
66	6	白山地区福祉活動推進協議会
67	7	生母地区福祉活動推進協議会
胆沢		
68	1	東堀切地区福祉活動推進協議会
69	2	中央地区福祉活動推進協議会
70	3	西堀切地区福祉活動推進協議会
71	4	二の台地区福祉活動推進協議会
72	5	徳岡地区福祉活動推進協議会
73	6	南下幅地区福祉活動推進協議会
74	7	荻ノ窪地区福祉活動推進協議会
75	8	都鳥地区福祉活動推進協議会
76	9	柳田地区福祉活動推進協議会
77	10	愛宕地区福祉活動推進協議会
78	11	出店地区福祉活動推進協議会
79	12	供養塚地区福祉活動推進協議会
80	13	新里地区福祉活動推進協議会
衣川		
81	1	衣川地域福祉推進協議会
82	2	北股地区振興会福祉部
83	3	南股地区振興会生涯学習福祉部
84	4	衣川地区振興会生活環境福祉部
85	5	衣里地区振興会生活環境福祉部